令和７年３月７日

アサヒグループ健康保険組合

**保険証・医療機関への一部負担金等免除の取り扱いについて**

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした記録的な大雪により災害被害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

アサヒグループ健康保険組合では、災害救助法の適用市区町村（別紙）に住所を有する被保険者・被扶養者で、次の①～③のいずれかに該当される皆様につきましては、厚生労働省からの通知に基づき、下記の措置を講じることになりましたので、ご案内申し上げます。

なお、最新の適用地域については、こちらからご覧になれます。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html>

1. 住家の全半壊、全半焼、又はこれに準ずる被災を受けた状態
2. 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った状態
3. 主たる生計維持者の行方が不明

記

１．**保険証の取り扱いについて**

(1)保険証の紛失により保険医療機関等に提示できない場合においては、**氏名、生年月日、**

**会社名、保険者名（アサヒグループ健康保険組合）**を保険医療機関等の窓口で告知することで、受診が可能となります。

(2)昨年12月2日以降は保険証の新規発行（再交付含む）廃止となりましたので、保険証の再交付申請は不要です。一方で滅失した事実を届け出いただく必要がありますので、別添「保険証滅失届」を事業所経由にてご提出ください。

　　原則マイナンバーカードで医療機関を受診いただくことになっておりますが、マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証の利用登録がお済みでない方等へは、「資格確認書」を交付しております。別添「保険証滅失届」をご提出いただく際に資格確認書の交付希望をご選択ください。

２．**医療機関への一部負担金等の免除について**

当健康保険組合は「一部負担金等免除申請書」に次の書類を添えて提出された方に対し、

被害状況に応じ、「一部負担金等免除証明書」を発行し、窓口負担の減額を行います。

この添付書類につきましては、その記載内容のみから判断が困難な場合は、添付書類を

追加していただくことがあります。あらかじめご了承ください。

　保険医療機関等で診療を受ける際には、この証明書を提示していただくことで、窓口で

支払う一部負担金等が免除され、健康保険の適用される診療につきましては、窓口で支

払を求められることはありません。

　※一部負担金とは、健康保険の適用となる病院や薬局などで支払う医療費の自己負担分です。（小学校入学後～６９歳の方は医療費の３割となっています）

　※一部負担免除の対象外　　・柔道整復、あんま、マッサージ、はり・きゅうによる施術や装具代等

・食事療養標準負担額、生活療養標準負担額に相当するもの

・差額ベッド代、健診費用など健康保険適用外のもの

３．**医療機関で一部負担金を支払った場合について**

(1)『証明書』がお手元に届くまでに、医療機関を受診され一部負担金をお支払された場

　　合は、お手数ですが「健康保険一部負担金等還付申請書」のご提出により還付手続きをお願いいたします。

　(2)医療機関より発行を受けた領収証の添付が必要になりますので、ご注意ください。　　　以上